

告示

埼玉県告示第千二百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・三・二号東松山嵐山線、三・三・十八号東松山川越線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・三・二号東松山嵐山線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字新郷、大字上唐子字下北原、大字上野本字新田及び大字下野本字上原、並びに滑川町大字月輪字大西堀、字大堀、字大堀前及び字大久保の各一部

（三・三・十八号東松山川越線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

東松山市大字下野本字下原、大字古凍字町浦、字宿東、字稲ヶ畑、字下道添、字反り町、字六反田、字中之町、字麦宇田、字豊前町、字寺の前、字鳥井田及び字竹町の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課

四 縦覧期間

令和六年十一月十二日から令和六年十一月二十六日まで